

質問第三号

高層建築の隣接建物に及ぼす影響等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十一年二月六日

千田 正

参議院議長 河井 彌 八 殿

高層建築の隣接建物に及ぼす影響等に関する質問主意書

- 一、堅固な高層建造物建築許可に際し、隣接する第三者の建物に対し及ぼす影響を考慮するか。
- 二、考慮するとすれば、若し隣接建物の沈下、損壊或は倒壊等の場合、損害補償の条件を附して許可するか。
- 三、右二項に關し法律上の規定如何。
- 四、施行の箇所及び工事施行が、隣接している他の建築物に被害を及ぼすであろうことが明瞭な場合、建築方法及び様式に制限があると考えるか如何。